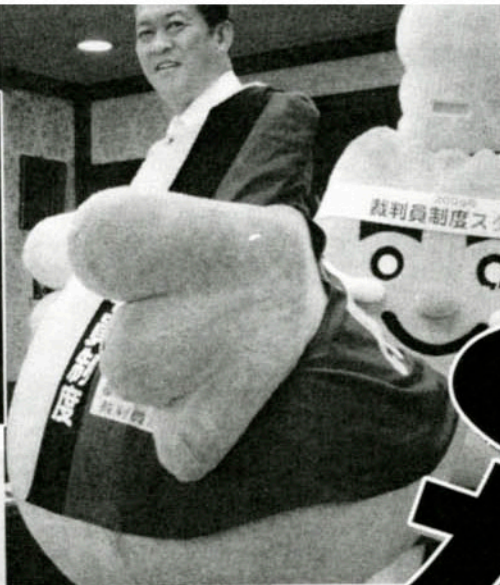


魔



と徹底レポート

ガバ



着ぐるみでPR
する鳩山前法相

知

た

裁判員制の模擬裁判の様子

板倉宏日本大学法学部名誉教授をはじめ、模擬裁判参加者、法務省の見解に基づき、独自のQ&Aを作成した。裁判員制度の素朴な疑問は、これで解消だ！

素朴な疑問 30に答える！

「遅刻したらどうなる」「被告が元カノだったら」「目当はいくら?」
「いよいよ5月から始まる裁判員制度。だが、「裁判員って何をすればいいのか、よくわからない」と言う人も多いはず。そこで本誌が徹底取材で裁判員制度を大解剖。これで、裁判員に選ばれても大丈夫!?

- Q 裁判員は何をするのか?
A 公判に参加し、有罪か無罪か(事実認定)と被告人の刑罰(量刑決定)を決めるのが裁判員。
- Q 裁判員になる確率は?
A 過去統計から試算して、裁判員候補者は400~800人に1人
- Q 人、裁判員は5000人に1人が選ばれる。
Q どんな事件の裁判をやるのか?
A 殺人、強盗致死傷、傷害致死、放火、身代金目的の誘拐などの刑事事件を扱う。
- Q 裁判は何人でやる?
A 裁判員6名、裁判官3名の計9名で評議する。
- Q 宗教・信教によって選ばれないことはある?
A 「ありません。選任手続きの面接で『宗教』に関する質問

裁判員制

法務省は強力に導入を押し進めた



Q & Aの冊子が送られてくる



裁判員制度ブラも登場(トリンプ)



金をもらえ

る?

Q 裁判は何日間?
A ほとんどの裁判が3日で終わる。ただし、事件によってはそれ以上になることもある。
Q 裁判員になったら、お

A 「日当」という形で裁判員候補者は上限80000円、裁判員は上限1万円が支払われる。
Q 交通費は出るのか?
A 最も安い交通経路、手段で計算され、支給される。
Q 新幹線は使っていい?
A 裁判所への片道1000円以上の場合には利用可能。
Q グリーン車は?
A 乗車料金と特急料金のみ。グリーン料金は支給されない。「のぞみ」の特急料金も自己負担となる。

Q 飛行機は?
A 離島や遠隔地から来る人のみ認められる。ただし、「往復割引航空券」を購入しなければならない。

Q タクシーは?
A 裁判所までほかの交通手段がない場合のみ可。1日あたり37円換算になる。
Q マイカーは使える?
A 駐車場に限りがあるのとなるべく公共の交通手段が望ましい。やむをえない場合には、タクシーと同様、1日あたり37円で支払われる。ガソリン代や高速料金は支払われない。
Q 日当、交通費はその場でもらえる?
A 1週間から10日後に、事前申請した口座に振り込まれる。交通費の前払いはない。
Q どんな服装でもOK?
A 特に服装規定はないので、ふだんの服装で大丈夫。
Q 裁判官のような法服を着ることはできる?
A 法服の貸し出しはない。
Q 裁判当日欠席したら?
A 裁判所が辞任を認めないかぎり、裁判員は裁判に出席する義務がある。正当な理由なく裁判所に出頭しない場合は、10万円以下の罰金に処せられる。
Q 裁判当日遅刻したら? 遅刻による罰則は、今

のところ定められていないが、
「基本的に遅刻は厳禁。まずは、管轄の裁判所に連絡すること。多少の遅刻なら裁判開始時間を遅らせるなどの対応が考えられます」(板倉氏)
Q 裁判の途中でトイレに行きたくなったら?
A 「裁判中は数回、休憩時間があるので、その時間に済ませる。急の場合には、裁判官に相談を」(板倉氏)
Q 体調が悪くなったたら?
A 「体調の問題はしかたがないので、欠席、途中退席が認められるはず。裁判所と要相談ですね」(板倉氏)
Q 二日酔いで裁判所に行っても大丈夫?
A 特に問題ないし、罰則も今のところない。
「ただ、裁判員の選任手続きの面接でハジかれる可能性はあります」(板倉氏)
Q 昔の彼女が被告人だった場合には?
A 板倉氏が言う。
「自己申告すれば辞退ができます。また、捜査上で被告人と親しい関係にあったと判明していれば、選ばれ

ることはないですね」

Q 裁判の間、事件の報道や新聞、雑誌は見てもいい？

A 模擬裁判参加者が言う。「かまいません。ただし判決は法廷での証拠をもとにします」

Q プログやミクシイで裁判について書いてもいい？

A 裁判員には守秘義務があり、自分が裁判員であること、評議の内容、裁判員しか知りえない情報を公表するのは禁止。違反した場合には刑罰が科せられることがある。

Q 被告人に逆恨みされるようなことは？

A 裁判員の身元が外部に漏れるようなことはない。

「模擬裁判」体験者が激白

「私には死刑の判断なんて下せない」

裁判員の役目は「人を裁くこと」。模擬裁判体験者は「裁判」をどんな目で見つめていたのだろうか。体験者だからこその本音を聞いた。

「私が参加したのは、殺人未遂の裁判でした。60代の男性が同じ寮に住む男性を2回刺した、というものです。証拠

裁判員の安全は保証されている。逆恨みされるようなことが予想される事件は裁判員裁判が適用されない。

Q 辞退できるのは？

A 重い病気や同居する親族の介護、父母の葬儀など「やむをえない理由」がない限り辞退できない。

Q 「NOIホステス」は辞退できると聞いたけど？

A 最高裁作成の「辞退を考慮する事例集」によると、辞退できる。

Q それって、いったいどういうこと？

A 旅館の女将、受験直前の子供を持つ親、ダイヤ改正時の鉄道会社の担当者、初詣でや海水浴場に近い書

「模擬裁判」体験者が激白

「私には死刑の判断なんて下せない」

として、凶器のナイフを見せられたりと、かなりショッキングでしたね」と語るのは、模擬裁判に参加した女性・B氏。

「評議中は自分の意見を言わなくてはいいのですが、日本にはディベートの文化がありませんから、議論するの

き入れ時のコンビニ従業員などは辞退可能。その人が裁判員になった場合「悪影響があるか」「代わりの人がいるか」が考慮される。ただし決めるのは、あくまで裁判所。

Q 裁判員になれないのは

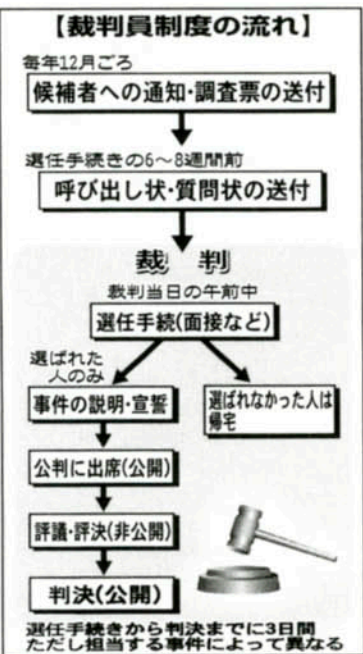
候補者手続きから判決まで

あなたが選ばれたらどうなる？

裁判員制度のスタートが5月に迫った。裁判って、いったい何をするのか、という疑問を解消すべく、模擬裁判体験者に裁判の流れを聞いた。

「裁判の前の手続きがいろいろあるんです。まず、毎

どういう人？
A 有権者ではない人。国会議員や自衛官、司法関係者など職業によってなれない場合もある。その他、義務教育を受けていない人、禁固刑以上の刑に処されたことのある人、心身故障で



「調査票をもとに、事件ごとに裁判員候補者が30～40名、クジで選ばれます。その候補者に裁判の6～8週間前に届くのが呼び出し状と質問票。その質問票で辞退が認められた人以外は、裁判所に行くことになる」(前出・司法関係者)

ここで選ばれるのはあくまで候補者。全員が裁判員になるわけではない。

「裁判当日の午前中に候補者40人が集められて、選任手続きが行われました」と語るのは、裁判員制度スタートに先駆けて行われた模擬裁判に参加した男性(50代・教員、以下A氏)であ

「調査票をもとに、事件ごとに裁判員候補者が30～40名、クジで選ばれます。その候補者に裁判の6～8週間前に届くのが呼び出し状と質問票。その質問票で辞退が認められた人以外は、裁判所に行くことになる」(前出・司法関係者)

ここで選ばれるのはあくまで候補者。全員が裁判員になるわけではない。

「裁判当日の午前中に候補者40人が集められて、選任手続きが行われました」と語るのは、裁判員制度スタートに先駆けて行われた模擬裁判に参加した男性(50代・教員、以下A氏)であ

が苦手な人は多いと思う。弁の立つ人がいると、その人の論調に評議が流れてしまうんです。強者が勝つ場なんだと思います。有罪・無罪も刑の重さも多数決なんだけど、少数意見が間違っているわけではないのに……」

裁判員制度には「賛成」と言う彼女は、参加して、さまざまな疑問を感じたようだ。「裁判官は法の専門家です。法律的な知識もない素人の自分が裁判官に『それはおかしいんじゃないですか』って、なかなか言えない」（B氏）

さまざまな疑問を抱えながらも、裁判員になった以上、有罪・無罪、刑罰を決定しなくてはならない。「私は、過去の判例をもとに決断しました」

と語るのとは、同じく模擬裁判に参加したA氏である。「特に事前に法律の勉強はしませんでした。評議の前にインターネットでさまざまな事件の判例を調べました。それが最終的に判断の決め手になりました」

一方、「感覚で決めた」と言うのはB氏だ。「求刑は懲役8年だったけど、感覚で私は最初10年が妥当

当だろうと思いました。皆さんの話を聞きながら結局、7年にしました。これも感覚です。ただ……」

B氏はここでも疑問を感じたようだ。

「ひととおり議論が行われたあと、裁判官が似たような事件の判例が記載された紙面を配るんです。これは反則だなど思いました。それなりの理由があって、こういう刑罰になっているんだから、と言われると説得力があるんです」

それまでの議論は何だったのだろう、と徒労感が襲ってきたという。

ただ、両者とも、もし実際に裁判員に選ばれたら「やってみたい」と口をそろえる。「やりたくない人が裁判員になるのは、被告人にも、被害者にも失礼なこと。真摯に参加すべきだ」（A氏）

裁判員は、事件によっては死刑の判断を下さなくてはならない。B氏が語る。

「今回は、懲役の長さの判断だったけど、これが死刑を言い渡さなくちゃいけないような事件だったら、私は『死刑』とは言えません」

「人を裁く」ことはとても重



る。

「候補者は40人くらいいました。5人を1班として8つのグループに分かれて、事務官から日程や心構えなどの説明を受けたり、最高裁が作った裁判についてのビデオドラマを見たりしました」（A氏）

別の模擬裁判に参加した女性（40代・自営業、以下B氏）は語る。

「選任手続きでは面接を受けました。時間にして1、2分。3日間スケジュールは空いているかとか、具体的な事件をあげられて、そ

候補者名簿記載の通知と調査票の事件について知っているかなどの質問を受けました。死刑廃止論者か、と聞かれたけれど、死刑廃止論者は裁判員になれないのになって思ったのを覚えています」

その後、検察官と弁護士が裁判員に選任しない人を4名まで指名するなどの手続きが行われ、最終的にクジで6名が選ばれる。

「コンピュータであつという間に決まります。選ばれなかった人はここで帰宅していいと言われましたが、私は自営業なので、ここで帰されたら仕事を空けた3日がムダになるから困ったなって思いました」（B氏）

選ばれた6人は、休憩のあと、事件の詳細や守秘義務についての説明が行われたのち、全員起立で宣誓をして審理に臨むのだという。参加した裁判の流れについてA氏が語る。

「1日目の審理は4時間くらいかかりました。冒頭陳述や、証人尋問、被告人への質問などが行われます。2日目は午前中に求刑や最終弁論。2日目の午後と3

選任手続きの際の宣誓



日目の午前中は評議で、有罪か無罪か（事実認定）、有罪なら刑はどれくらいにするか（量刑決定）3人の裁判官と、裁判員6人の計9人で話し合います」

公判は、傍聴人なども参加し公開で行われるが、評議は非公開。誰がどんな発言をしたのかは守秘義務に基づき、外部に漏れることはないという。

「結局、全員の意見が一致しなくて、多数決になりましたね。多数決でも裁判官の1人は賛成していなくてはいけないという条件がありました。私が参加した会では裁判官が2対1に分

かれたので、比較的すんなり決まりました」(B氏)

により判決が言い渡されて裁判は終了。
「評議では、裁判官に自分

元最高検検事らが危惧

日本には根づかない制度だ

元最高検検事らを直撃ノ疑問だらけの裁判員制度、本当にこのままスタートしても大丈夫なのか――。

「国民の司法参加はもちろんメリットもあるけれど、今回の裁判員制度は、日本の土壌に根づかないのでは

「短気な裁判官に当たると最悪よ」 「短気な裁判官に当たると最悪よ」 「短気な裁判官に当たると最悪よ」

「制度には賛成だけど、積極的に大賛成というわけではありません。私の場合、あくまで傍聴であって、裁く立場で参加したいと思ったことはな

の考えを伝えるのですが、なぜそう思うのか理由も聞かれる」(B氏)
というから、心構えは必要なようだ。

昭和3年から18年までの15年間、日本にも陪審員制度がありました。裁判官による裁判と、陪審員裁判を被告人が選択できるシステム

「日本人はプロに対しての信頼感が高いんです。実は

「日本人はプロに対しての信頼感が高いんです。実は

「日本人はプロに対しての信頼感が高いんです。実は



反対運動も巻き起こっている



止されたという。
また、土本氏は、
「そもそも、国民に裁判に
関与したいというニーズが
あるかも疑問です」
と指摘する。

「諸外国で陪審制や参審制を取っているところもあり
ますが、それは歴史上、自然発生的に市民の声により
出来上がったもので、日本
とは根っこの部分が違うん
です」

根づくどころか、実施も危ういと指摘するのは「裁判員制度はいらない」(調談社刊)の著者である高山俊吉弁護士だ。

「裁判員制度は国民の協力が
がないと成立しない制度な
んです。辞退者が続出すれ
ば、実施するのは困難にな
るでしょう」

「候補者に送られた
調査票も3割は辞退
者がいると報道され
ていますし、制度に反
対している人は多いん
です。一番の理由は、人
を裁きたくない」とい
うもの」(高山氏)

「候補者に送られた
調査票も3割は辞退
者がいると報道され
ていますし、制度に反
対している人は多いん
です。一番の理由は、人
を裁きたくない」とい
うもの」(高山氏)

言について考えなくちゃいけない。だから、やっぱり真剣になります。傍聴するだけでも疲れるのに、裁判員になったらもっと疲れそう」

事件を選べないのも、傍聴人と裁判員では大きく違う。

「私は殺人事件の公判が好きでよく見るけど、クジで当たるかどうかかわらないじゃないですか。殺人事件じゃないから、かなりシヨックですよね。それに裁判を傍聴していると、裁判官にもいろんなタイプがいるんだな、って感じます。中にはすごく怒りっぽい裁判官もいるので、そんな裁判官と一緒に裁判員をやるのは、ちょっとね……」

……。ユキさんにアドバイス

を聞いた。

「傍聴人よりも裁判員は疲れると思うから、よく食べて、よく寝て、体力をつけておきましょう。体力だけじゃなくて、精神的な負担の大きさも議論になるけれど、自信がなかったら、どんな手段を使っても辞退するべき。無理やり辞退すると罰金刑になって前科1犯になるけれど、精神的にまいってしまうくらいなら、前科1犯になるほうがましでしょう。死刑にするのに躊躇することのない極悪人の裁判だったら精神的にも楽だけれど、そういう事件ばかりじゃないでしょうからね」

傍聴人と裁判員では、想像以上に大きな違いがあるようだ。

ある人は多いようだ。土本氏が語る。

「司法に参加することで、国民は死刑と向き合わなくてはいけなくなります。自分は賛成していても、多数決で死刑が決まってしまうこともある。最近では死刑が執行されると報道されますから、自分が担当した事件の被告が死刑執行されたのを知ることになるんです。検事時代、死刑の求刑、執行にかかわった経験のある私だからこそ、裁判員制度での死刑のあり方を考えてほしいですね」

反対しているのは国民だけではない。土本氏が続ける。

いくつかの弁護士会が裁判員制度の延期を法務省に申し入れるなど司法関係者の中でも足並みはそろっていません。『時期尚早だ』という声が国民からもっと上がるようなら、延期という選択肢もあるでしょう。今からでも遅くはないですよ」



「3年ごとに制度の見直しをするということになっていきます。実際に始まり、国民がだんだんと慣れてきて『いい制度だね』となればいいけれど、『やっぱり今までのとおり裁判官による裁判がいい』ということになれば、問題点だけではなく、

裁判員制度を続ける必要があるかどうかを、きちんと議論すべきです」(土本氏)

裁判員制度のスタートは5月。多額の税金が投入されるこの制度、ムダにならないことを願うが、抱える問題は重く大きい。

各地裁に裁判員の席が